

平成29年度事業計画書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

I 新たな「理念」等の制定、今後の法人会の在り方(平成27年3月19日の全法連理事会において新たな「理念」、「行動規範」が制定された。)

1 理念

法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する。

2 行動規範

(1) 税のオピニオンリーダーとしての責務

- イ 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます。
- ロ 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します。
- ハ 法人会は、税に関する研究会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります。

(2) 企業の発展を支援するものとしての責務

- イ 法人会は、研修活動・情報活動を通じて、企業の健全な発展を支援します。
- ロ 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します。
- ハ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します。

(3) 地域の振興に寄与するものとしての責務

- イ 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します。
- ロ 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します。
- ハ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

(4) 法人会会員としての責務

- イ 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます。
- ロ 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます。
- ハ 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します。

(5) 法人会役員としての責務

- イ 法人会役員は、公益事業を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう努めます。
- ロ 法人会役員は、自らの職務を十分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます。
- ハ 法人会役員は、法人会や地域の活性・発展のため先導的役割を果たすとともに、次代を担う人材の育成・登用に努めます。

(6) 法人会事務局職員としての責務

- イ 法人会事務局職員は、公益事業を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良識ある行動をとることに努める。

ロ 法人会事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう自己研鑽に努めます。

ハ 法人会事務局職員は、会員の声に十分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます。

II 税を巡る諸環境の整備等を図ることを目的とする事業

1 税関連事業の充実

「税」に関する事業としては、「税」の意義や税知識の啓発・広報に努めることはもとよりであるが、法人会の立場を明確化した上で、あるべき税制についてより建設的な発言をするとともに、税の使途の適正化に関しても関心をもって取り組む。

現在も、税に関する各種研修会や広報活動、税制改正提言活動、租税教育や税の絵はがきコンクール等、種々の事業を実施しており、これらの活動の一層の充実を図ることはもとより、この他当面の課題として次のような点に重点を置いている。

(1) 会員企業を中心とした企業の税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」(全法連作成：日税連監修：国税庁後援、フルバージョンと簡易版の2種類)の活用促進。

(2) 全国すべての法人会での実施をめざす「法人会ミニマム」を定めることとし、その実行を担保する。

2 研修の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な教材を活用する。

(1) 平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられると同時に消費税の軽減税率制度が実施されることから軽減税率制度を理解するための研修会の実施。

(2) 国税当局等関係機関と連携した研修会の実施。

イ 税法関係説明会及び研修会

- ・ 会社の決算・申告等の税務実務研修
- ・ 会計処理等研修・講習会
- ・ e-Tax利用・普及活動

ロ その他、これら税務関係研修に関するもの

3 税の啓発活動・租税教育活動

企業経営者及び従業員への税知識の習得や税務会計処理など、実務的事項の研修等を通じて税知識の普及、納税意識の高揚等、適正・公平な申告納税制度の維持発展に努める。

次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努める。

(1) 租税教育事業・税の啓発活動

(イ) 租税教育事業

- ・ 「租税教室」等の実施による小中学生に対する租税教育事業の実施
- ・ 「租税教室」など教育活動担当者のレベルアップ事業
- ・ 租税教育推進活動の全国大会等への参加
- ・ 地域の租税推進協議会への参加と事業の実施
- ・ 税務関係機関との連携による租税教育関連事業の推進

(ロ) 税制改正周知及び期限内納税の推進(税の啓蒙活動)

- ・ 改正税法の周知及び期限内申告・納税の推進事業
- ・ 国税当局と協力した、中小企業の税務コンプライアンス向上への取り組み

- ・ 税務関係機関との連携による税制周知事業の推進
- (ハ)その他これら税の啓発活動等に関するもの

(2) 税制への提言事業

全法連の方針に基づいて、税制の提言活動を実施する。

- ・ 中小企業関係税制への提言・建議に係る事業の実施
 - ・ 税務行政の円滑化を図るため関係機関との連携
- ## (3) 広報・税情報の提供事業(機関誌の頒布など)
- ・ 会報誌の年2回の発行及び全法連発行の「ほうじん」の配布
 - ・ インターネットを利用した税情報の提供
米子法人会のホームページから無料でセミナー
 - ・ その他各種税に関する情報の提供

III 地域社会の健全な発展及び社会貢献を目的とする事業

1 経営支援事業

地域企業の健全な発展に寄与するため、各種講演会やスキルアップ研修を実施する。

- ・ 従業員等のスキルアップ講座、各種研修会
- ・ 先進企業及び施設等見学による企業活性化事業
- ・ 従業員等の健康増進を通じて企業の健全な発展に寄与する各種事業
- ・ 県・市町村の推進する事業への協賛、取り組み
- ・ その他これら事業に関するもの

2 社会貢献活動

法人会が、地域における最有力組織のひとつであることを認識し、それぞれの実情に合わせた地域社会への貢献活動を積極的に実施する。

実施にあたっては、役員、会員が参画し、法人会が主体的に、又は共同して真に地域に貢献できる活動に取り組むこととする。

- ・ 社会経済問題や地域文化などに関する講演会等
- ・ 「元気な街づくり」事業、地域イベントなど、地域活性化取り組みへの参加
- ・ 地域環境整備事業への参加、推進
- ・ 被災地復興への支援事業
- ・ その他これら地域社会の発展に資する事業に関するもの

IV 会員相互扶助等に資するための事業

法人会の持つ異業種企業団体の特性を活かし、会員相互扶助や新たな経営情報の獲得などに資する会員支援・交流事業等を通じて、会員相互の親睦・情報交換を図り、併せて会員増強・組織強化に資する事業を実施する。

- ・ 視察研修事業
- ・ 会員自主企画事業の支援
- ・ 福利厚生制度等の普及・推進
- ・ その他会員支援及び交流・親睦の増進に関するもの

V 適正・的確な組織運営に関する事項

- 1 新制度の法定機関として理事、理事会の役割は極めて重要であり、理事がその職責を果たす意識の

向上や活発な議論ができる理事会運営が求められる。そのためにも、理事の役割を理解してしてもらい理事会への出席率を高めることとする。

- 2 委員会は、理事会への意見具申や決定事項の具現化など専門的な機関として重要な役割を担っている。活発な議論や情報伝達が確実に行われるよう委員会構成や構成メンバーについて十分検討する。
- 3 理事会、委員会の適時開催による的確な組織運営を行う。
- 4 適正な事務管理、事務処理手順の遵守と効率的な事務局運営を行う。

VI 組織の強化・充実

1 組織の強化

米子法人会のピークは平成12年度の2,677社、組織率60.1%、平成29年3月20日現在、会員数1,841社、組織率48.2%(全法連の会員数のピークは、平成7年度の132万社、組織率63.9%をピークに年々減少傾向にあり、28年6月末の会員数は、80万社(加入率38.8%))に減少している。

2 退会防止の施策

減少の要因としては、企業の倒産、廃業、行方不明、統廃合による退会があり、事業の展開において法人会としてのプレゼンスを十分発揮できないこと等が挙げられる。会員数の拡充は、組織強化のための重要な課題であり、新規会員獲得と退会防止に努め、法人会活動の活性化や事業の充実に繋げていく必要がある。

3 研修会等を通じたの勧奨

説明会、研修会等で役員が加入勧奨を行う。

4 保険会社・金融機関・他団体による協力

平成30年10月、法人会全国大会「鳥取大会」が開催されることとなり組織強化に向けた取組みを行う。